

商品概要説明書

大口定期貯金

(平成30年4月2日現在)

商品名	・ 県内農畜産物付年金定期貯金「結いの恵み～みえの宝～」
ご利用いただける方	・ 個人の方で、JAにて年金を受給または予約をされている方 ※期間中、新たに年金を受給または予約をされた方も対象となります。
期間	・ 定型方式 1年、2年、3年、4年、5年 ・ 自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いとなり、県内農畜産物付年金定期貯金「結いの恵み～みえの宝～」ではない、「大口定期貯金」としての継続となります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1,000万円以上 ・ 1円単位
取扱期間	・ 平成30年4月2日～平成30年5月31日 ※県下JAの募集総額（30億円）に達した時点で取扱いを終了します。
払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則として大口定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・ 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・ 預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・ 20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・ 金利は店頭のコピーボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	・ 総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・ マル優の取扱いはできません。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 (2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。

	<p>A 約定利率－約定利率×30%</p> <p>B 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部（電話：059-354-8865）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、三重県農業協同組合中央会が設置・運営する三重県JAバンク相談所（電話：059-229-9104）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部または三重県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） 民間総合調停センター（大阪府）※ ※JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記三重県JAバンク相談所にお申し出ください。</p>
個人情報の取扱いに関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当JAは、三重県信用農業協同組合連合会（三重県信用農業協同組合連合会を含めて「JAバンク会員」といいます。）にお客さまの下記の個人情報を提供し、JAバンク会員は以下の目的のために当該個人情報を利用いたします。（利用目的） <ul style="list-style-type: none"> ・景品等の進呈対象者の確認および景品の発送 ・訪問、電話、宣伝物・印刷物の送付等による各種商品等のご案内 ・新商品・新サービスの開発等のための市場調査・分析 ・JAバンク会員（代表金融機関：三重県信用農業協同組合連合会）については、次のホームページからご確認いただけます http://www.jamie.or.jp/shinren/（平成30年4月現在） ・JAバンク会員は、お客さまの以下の情報について、安全管理措置を講じたうえで取得・保有・利用いたします。 氏名、住所、電話番号、口座番号等 ・三重県信用農業協同組合連合会は本景品企画業務の一部を外部業者に委託いたします。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・100万円につき、県内農畜産物等をお一つお選びいただけます。（自動継続後の定期貯金には、同景品は付与されません。） ・景品はお客さまのご指定先にお届けいたします。（配達先は県内に限ります。）なお、ご指定先の住所・氏名に変更があったにもかかわらず、変更の申出をしなかった等、お客さまの責めに帰すべき事由により景品が到達しなかった場合、および景品が配達された際にご指定先が不在であったため景品が到達しなかった、または遅達した場合は、通常到着すべき日に景品は到達したものと見做し、当JAは責任を負いません。 【景品提供時期】 平成30年7月下旬以降順次発送 ※青果物については、獲れたての産品を送付いたしますので、発送が遅れる場合があります。 ・景品は数に限りがありますので、ご希望に添えない場合があります。 ・景品にかかるお問合せにつきましては、株式会社全農ビジネスサポート（電話：052-202-8320）にお申し出ください。

- | | |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none">・当商品は窓口のみのお取扱いとなります。
※年金をお受取り、またはお受取り予定の店舗のみでご利用いただけます。・他の商品・サービスとの併用はできません。・この定期貯金は原則として期限前に中途解約することはできません。期限前に中途解約した場合には、景品をお受取りになる権利が喪失する、またはお受取りになった景品相当額の返還を申し受ける場合があります。 |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A みえきた